



JSG ニュースレター

<Tax>

「特定専門人材」、「就業ゴールドカード」及び 「租税優遇（税額還付）」について、まとめました

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

改正「外国籍専門人材の招聘と雇用法（中国語：外國專業人才延攬及僱用法）」が 10 月 25 日付で正式に施行され、これを受けて国家發展委員會、就業ゴールドカード事務局等が説明会を開催するなど、改めて当該制度が注目を集めています。

これらの制度の中核をなす（1）「外国籍特定専門人材（以下“特定専門人材”）」、（2）「就業ゴールドカード」及びそれに関連した（3）「個人所得税の租税優遇（税額還付を含む）」については、日系企業にとって多くのメリットがありますが、制度として判りにくいとのコメントも多く頂きます。そこでポイントをまとめた資料を作成いたしましたので、是非、ご活用いただければ幸いです。

なお、ポイントは以下の通りです。

（1） 特定専門人材制度

- 特定専門人材の資格を取得することにより、労働許可期間が 3 年から 5 年に延長することが可能となるとともに、「就業ゴールドカード」の取得や適格要件を満たす場合の「個人所得税の租税優遇（税額還付を含む）」の適用の申請が可能となります。

（2） 就業ゴールドカード

- 特定専門人材を前提として、労働許可、居留ビザ、外僑居留証、及び再入国許可証の4種の証明文書が一つになったカードです。
- COVID-19 防疫期間であるため、赴任予定者の台湾入国のためのビザ発給が停止されている状況下で、就業ゴールドカードを申請し、許可が下りることにより、台湾に入国できる可能性があります。
- 就業ゴールドカードを取得した場合、COVID-19 防疫期間であっても、配偶者・子女などの帯同家族も入国できる可能性があります。

(3) 個人所得税の租税優遇（税額還付を含む）

- 給与所得が、台湾支給と日本支給の合算で 300 万円を超過した部分については、その超過分の半額が所得総額への算入が免除できるため、大きな税務メリットがあります。
- 当該税制優遇制度は、2018 年から適用できるため、要件を満たせば、過年度申告分の個人所得税についても適用でき、税額還付される可能性があります。

以上、詳細については添付資料をご参照ください。

 Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。